

第三百三十二回国会 衆議院 運輸委員會 議録 第四号

平成七年三月二十九日(水曜日)

午後五時三分開議

出席委員

委員長 井上一成君

理事 古屋 圭司君 理事 村田 吉隆君

理事 江崎 鐵磨君 理事 奥田 敬和君

理事 高木 義明君 理事 緒方 克陽君

理事 高見 裕一君 理事 橋 康太郎君

理事 衛藤 晟一君 理事 堀内 光雄君

理事 龜井 善之君 理事 横内 正明君

理事 林 幹雄君 理事 榑床 伸二君

理事 森田 一君 理事 榑田 伸二君

理事 古賀 敬章君 理事 榑田 伸二君

理事 二階 俊博君 理事 渡辺浩一郎君

理事 米田 建三君 理事 左近 正男君

理事 赤松 広隆君 理事 恒夫君

理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

運輸大臣 龜井 静香君

出席政府委員

運輸大臣官房長 黒野 匡彦君

運輸省運輸政策局長 豊田 実君

海上保安庁次長 松浦 道夫君

委員外の出席者

運輸委員会調査室長 小立 諸君

委員の異動

二月二十一日

北橋 健治君 補欠選任 竹内 讓君

同日

竹内 讓君 補欠選任 北橋 健治君

同日

大矢 卓史君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任 谷垣 禎一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

三月十五日

北陸新幹線の早期整備促進に関する陳情書外三件(富山市新桜町七の三八富山市議会内五十嵐俊行外三名)(第九七号)

九州新幹線鹿児島ルート建設促進に関する陳情書外三件(鹿児島市山下町一の一鹿児島市議会内森山裕外五名)(第九八号)

九州新幹線長崎ルートの早期着工に関する陳情書外一件(福岡県北九州市小倉北区内の一の北九州市議会内大坪都夫外一名)(第九九号)

三陸縦貫鉄道の一環としての八戸線の軌道改良強化及び直通列車の運行に関する陳情書(仙台市青葉区本町三の八の一宮城県議会内斎藤栄夫)(第一〇〇号)

気仙沼線の整備促進等に関する陳情書(仙台市青葉区本町三の八の一宮城県議会内斎藤栄夫)(第一〇〇号)

山田線及び大船渡線の整備強化に関する陳情書(仙台市青葉区本町三の八の一宮城県議会内斎藤栄夫)(第一〇〇号)

日豊本線の高速・複線化の早期実現に関する陳情書外二件(福岡県北九州市小倉北区内の一の北九州市議会内大坪都夫外五名)(第一〇三号)

地方バス生活路線維持補助制度の改善に関する陳情書外四件(栃木県真岡市荒町五一九一真岡市議会内石野一雄外四名)(第一〇四号)

港湾整備の促進に関する陳情書外二件(鳥取市東町一の二〇鳥取県議会内長谷川和夫外二十一名)(第一〇五号)

松山空港の国際化等に関する陳情書(松山市一番町四の四の二伊賀貞雪)(第一〇六号)

航空運賃の低減に関する陳情書外二件(那覇市旭町一四那覇市議会内安里安明外三名)(第一〇七号)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

空港空白地域・能登半島地域における空港の整備に関する陳情書(名古屋市中区三の丸三の一の二愛知県議会内本多進)第一〇八号) 福江空港の整備拡充に関する陳情書(長崎市桜町二の二二長崎市議会内中田勝郎)第一〇九号)

離島空港の整備拡充と補助制度の確立に関する陳情書(鹿児島市山下町一の一鹿児島市議会内森山裕)第一〇九号) 関西国際空港全体構想の推進に関する陳情書外一件(大阪府東大阪市稲葉一の一東大阪市民議会内島居晴次外一名)第一一一号)

空港周辺の環境対策に関する陳情書(兵庫県伊丹市千僧一の一松下勉)第一一二号) 九州地方における国際空港の建設に関する陳情書(大分市大手町三の一の大分県議会内友岡春夫)第一一三号)

航空機事故防止・事故原因究明体制の整備と空港防災体制の強化に関する陳情書(神戸市中央区下山手通五の一〇の一兵庫県議会内神戸一全)第一一四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件 許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

○井上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。亀井運輸大臣。

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○亀井国務大臣 ただいま議題となりました許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、国民生活の向上、経済の活性化及び国際的調和等を図る観点から、公的規制の緩和等の推進を重要課題の一つとして位置づけ、これに取り組んでいるところであります。

も、社会経済情勢の変化に際し、かつ、利用者の声を十分に反映したよりき運輸行政を展開するため、所管の許可、認可等の見直しを強力に進めているところであります。

最近におきましても、鉄道、航空等の運賃・料金規制の緩和、道路運送車両法に基づく点検整備の簡素化等を措置してまいりましたが、引き続き、平成六年度内の「規制緩和推進計画」の策定に向けて、事業者、利用者等からの規制緩和に関する要望を踏まえつつ、許可、認可等の見直しをさらに進めた結果、今般、成案の得られた鉄道抵当法等の六法律の規制緩和事項について、これらを一括して措置することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、鉄道抵当法に規定する鉄道抵当制度について、抵当権の設定または変更のたびごとに必要とされている認可を廃止し、抵当権の目的物である鉄道財団の設定の際に認可を行う制度に改める等の改正を行うこととしております。

第二に、海上運送法に規定する旅客不定期航空事業のうち、起終点が同一で寄港地のない航路において営む遊覧旅客不定期航空事業について、事業を許可する際の基準を緩和する等の改正を行うこととしております。

第三に、水路業務法に規定する水路測量について、専ら国際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量等の場合は法定の基準を緩和する等の改正を行うこととしております。

第四に、道路運送法に規定する一般乗り合い旅客自動車運送事業について、免許等の処分の際に必要とされる都知事等の意見の徴取を廃止する等の改正を行うこととしております。

第五に、航空法に規定する旅客航空運送取扱業について、事業の届け出を廃止する等の改正を行うこととしております。

第六に、小型船舶法に規定する小型船舶造船業について、登録の申請書の記載事項である法人の役員の氏名について、代表者の氏名のみ記載すれば足りることとする等の改正を行うこととしております。

なお、これらの改正は、一部を除き公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして、ただいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成二年十一月に国際海事機関において採択された千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約は、各締約国に対しまして、油による汚染事故に対応するための国内体制の整備及び国際協力の推進を求めており、本年五月十三日に発効することとなっております。

我が国といいたしましては、同条約の実施に伴い、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定の整備を行う必要があります。

また、あわせて許認可等の整理合理化を図るなどの観点から、廃油処理事業等に係る行政手続を簡素化するなどの必要がまいります。

次に、改正案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、一定規模以上の油保管施設等に、油流出事故の際に事業者が的確に対応するための油濁防止緊急措置手引書の備え置きを義務づけることとしております。

第二に、海上保安庁長官が作成する排出油防除計画の対象海域を船舶ふくそう海域から我が国の海域全般に拡大するなどの改正を行うこととしております。

第三に、海上保安庁長官が作成する排出油防除計画の推進に資する業務を追加するなどの改正を行うこととしております。

第五に、廃油処理事業の開始の届け出等を廃止することとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○井上委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

この際、御報告を申し上げます。

去る二月十七日の当委員会における亀井運輸大臣の答弁中、不穏当な部分につきましては、委員長において措置をいたしました。

今回は、来る四月十一日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案

(鉄道抵当法の一部改正)

第一条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二條ノ第二項を次のように改める。
鉄道財団ノ設定ハ監督官庁ノ認可ヲ受クルニ
因リテ其ノ効力ヲ生ズ
第五條及び第六條を次のように改める。

第五條及第六條 削除

第七條第一項中「**抵当権設定**」を「**鉄道財団設定**」に、「**抵当証券**」を「**左ノ事項ヲ記載シタル申請書**」に改め、ただし書を削り、同項に次の各号を加ふる。
一 鉄道財団ニ属スル線路ノ表示
二 鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

第七條第二項及び第三項を削る。
第八條第一項中「**抵当権ノ設定認可**」を「**鉄道財団設定ノ認可**」に改め、同條第四項中「**第一項又ハ第二項**」を「**前項**」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第九條中「**前條第二項ニ依ル公告ノ申請ヲ為シタルトキ又ハ抵当権ノ設定認可**」を「**鉄道財団設定ノ認可**」に改める。
第十條第一項中「**又ハ第二項**」を削り、「**同條第二項ニ依ル公告ガ効力ヲ失ハザル間、抵当権ノ設定認可**」を「**鉄道財団設定ノ認可**」に改める。

第十條ノ第二項中「**又ハ第二項**」を削り、同條第二項中「**抵当権ノ設定認可**」を「**鉄道財団設定ノ認可**」に、「**却下シ又ハ第八條第二項ニ依ル公告ヲ取消スベシ**」を「**却下スベシ**」に改める。
第十一條第一項及び第二項中「**抵当権設定**」を「**鉄道財団設定**」に改める。
第十二條中「**第八條第二項ニ依ル公告ガ効力ヲ失ヒタルトキ、抵当権**」を「**鉄道財団**」に改める。

第十三條中「**抵当権設定**」を「**鉄道財団設定**」に、「**二箇月**」を「**六箇月**」に、「**其ノ登録**」を「**抵当権設定ノ登録**」に改める。
第十三條ノ六第二項中「**第八條第一項、第四項及第九條**」を「**及第八條**」に改める。
第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第二十五條ノ二中「**根抵当権**」を「**一定ノ範圍ニ属スル不特定ノ債權ノ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為設定セラレタル抵当権**」以下「**根抵当権ト称ス**」に改める。
第二十八條ノ第二項を次のように改める。
監督官庁ハ**鉄道財団ノ設定ヲ認可シタルトキハ**鉄道財団設定ノ登録ヲ為スベシ
第二十八條ノ二第二項中「**鉄道財団成立**」を「**鉄道財団設定**」に改める。

第二十八條ノ三第三項中「**前條各号**」を「**前條第二項各号**」に改める。
第二十九條中「**抵当権ノ設定ニ関スル証券**」を「**抵当証券**」に改め、同條に次のただし書を加ふる。
但シ担保付社債ヲ発行スル場合ニ在リテハ信託証券ヲ以テ**抵当証券**ニ代フ
第二十九條に次の一項を加ふる。
第二十九條ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ根抵当権ノ場合ニ在リテハ第四号及第五号ニ掲ゲタル事項ニ代ヘ極度額及担保スベキ債權ノ範圍ヲ記載スベシ

一 鉄道財団ニ属スル線路ノ表示
二 抵当権者、債務者及**鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所**
三 抵当権ノ順位
四 債權額及償還ノ方法並期限
五 利率及利息支払ノ方法並期限
第三十條第二号中「**第七條第二項第三号**」を「**前條第二項第三号**」に改め、同條第三号中「**抵当権ノ設定ニ関スル証券**」を「**抵当証券又ハ信託証券**」に改め、同條第四号中「**抵当権設定認可**」を「**抵当権設定**」に改める。

第三十條ノ二第一項中「**担保付社債信託法**」の下に「**(明治三十八年法律第五十二号)**」を加ふる。
第三十三條第一項中「**鉄道財団成立**」を「**鉄道財団設定**」に改める。
第三十五條中「**抵当権設定**」を「**鉄道財団設定**」に改める。

第三十六條第一項第一号中「**鉄道財団成立**」を「**鉄道財団設定**」に改める。
第四十一條中「**抵当証券**」を「**公証人ノ作成シタル公正証券ニ依ル抵当証券**」に、「**公証人ノ作成シタル債務名義**」を「**民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二條第五号ニ規定スル執行証券**」に改め、ただし書を削る。
第四十三條第三項中「**執行力アル正本**」を「**執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本**」に改める。
第七十三條中「**ガ政府ニ非ザル場合ニ於テ**」を削る。
第九十二條第一号中「**第八條第四項**」を「**第八條第二項**」に改める。
(海上運送法の一部改正)
第二條 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。
第二十一條第二項中「**第三号及び第五号**」の下に「**(起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないものにおいて営む旅客不定期航路事業(以下「**遊覧旅客不定期航路事業**」という。))**」を加ふる。第一号、第三号及び第五号)を加ふる。
第二十三條ノ二第二項中「**第十一条まで**」の下に「**(遊覧旅客不定期航路事業にあつては、第九條から第十一条まで)**」を、「**第五号**」の下に「**(遊覧旅客不定期航路事業にあつては、第一号、第三号及び第五号)**」を加ふる。
第二十三條ノ四を第二十三條ノ五とし、第二十三條ノ三を第二十三條ノ四とし、第二十三條ノ二の次に次の一條を加ふる。
(遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金(遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金(遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金)の届出)
第二十三條ノ三 遊覧旅客不定期航路事業を営む者は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金については、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。
第四十八條ノ二中「**第二十三條ノ三**」を「**第二十三條ノ四**」に改める。

第四十九條第一号中「**又は第二十二條**」を「**第二十二條又は第二十三條ノ三**」に改める。
(水路業務法の一部改正)
第三條 水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)の一部を次のように改正する。
第九條中「**左の各号**」を「**次に**」に改め、各号列記以外の部分に次のただし書を加え、第三号ただし書を削る。
ただし、専ら國際間の水路に關する情報の交換を目的として行ふ水路測量その他の次に掲げる測量の基準に従つて行ふことが適當でないものとして運輸省令で定める水路測量は、運輸省令で定める基準に従つて行ふことができる。
第二十四條中「**又は航空図誌**」を「**若しくは航空図誌を航海若しくは航空の用に供するため**」に、「**これ**」を「**当該水路図誌若しくは航空図誌**」に、「**航海又は**」を「**航海若しくは**」に改める。
(道路運送法の一部改正)
第四條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。
第九十條を削り、第八十九條ノ二を第九十條とする。
第九十一條の見出し中「**徴取**」を「**聴取**」に改め、同條中「**徴しなれば**」を「**聴かなければ**」に改め、同條ただし書中「**ときは**」を「**当該共通にする路線の部分については**」を「**場合(当該共通にする路線の部分に限る。その他の道路管理者の意見を聴く必要がないものとして省令で定める場合は)に改める。**」に改める。
(航空法の一部改正)
第五條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第百三十三條の見出しを「**(航空運送代理店業の届出)**」に改め、同條第一項中「**又は旅客航空運送取扱業(自己の名において航空機による旅客の運送の取次ぎを行う事業をいう。以下同じ。)**」を削り、同條第二項中「**又は旅客航空運送取扱業**」を削る。

第三十六條第一項第一号中「**鉄道財団成立**」を「**鉄道財団設定**」に改める。
第四十一條中「**抵当証券**」を「**公証人ノ作成シタル公正証券ニ依ル抵当証券**」に、「**公証人ノ作成シタル債務名義**」を「**民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二條第五号ニ規定スル執行証券**」に改め、ただし書を削る。
第四十三條第三項中「**執行力アル正本**」を「**執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本**」に改める。
第七十三條中「**ガ政府ニ非ザル場合ニ於テ**」を削る。
第九十二條第一号中「**第八條第四項**」を「**第八條第二項**」に改める。
(海上運送法の一部改正)
第二條 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。
第二十一條第二項中「**第三号及び第五号**」の下に「**(起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないものにおいて営む旅客不定期航路事業(以下「**遊覧旅客不定期航路事業**」という。))**」を加ふる。第一号、第三号及び第五号)を加ふる。
第二十三條ノ二第二項中「**第十一条まで**」の下に「**(遊覧旅客不定期航路事業にあつては、第九條から第十一条まで)**」を、「**第五号**」の下に「**(遊覧旅客不定期航路事業にあつては、第一号、第三号及び第五号)**」を加ふる。
第二十三條ノ四を第二十三條ノ五とし、第二十三條ノ三を第二十三條ノ四とし、第二十三條ノ二の次に次の一條を加ふる。
(遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金(遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金(遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金)の届出)
第二十三條ノ三 遊覧旅客不定期航路事業を営む者は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金については、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。
第四十八條ノ二中「**第二十三條ノ三**」を「**第二十三條ノ四**」に改める。

第四十九條第一号中「**又は第二十二條**」を「**第二十二條又は第二十三條ノ三**」に改める。
(水路業務法の一部改正)
第三條 水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)の一部を次のように改正する。
第九條中「**左の各号**」を「**次に**」に改め、各号列記以外の部分に次のただし書を加え、第三号ただし書を削る。
ただし、専ら國際間の水路に關する情報の交換を目的として行ふ水路測量その他の次に掲げる測量の基準に従つて行ふことが適當でないものとして運輸省令で定める水路測量は、運輸省令で定める基準に従つて行ふことができる。
第二十四條中「**又は航空図誌**」を「**若しくは航空図誌を航海若しくは航空の用に供するため**」に、「**これ**」を「**当該水路図誌若しくは航空図誌**」に、「**航海又は**」を「**航海若しくは**」に改める。
(道路運送法の一部改正)
第四條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。
第九十條を削り、第八十九條ノ二を第九十條とする。
第九十一條の見出し中「**徴取**」を「**聴取**」に改め、同條中「**徴しなれば**」を「**聴かなければ**」に改め、同條ただし書中「**ときは**」を「**当該共通にする路線の部分については**」を「**場合(当該共通にする路線の部分に限る。その他の道路管理者の意見を聴く必要がないものとして省令で定める場合は)に改める。**」に改める。
(航空法の一部改正)
第五條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第百三十三條の見出しを「**(航空運送代理店業の届出)**」に改め、同條第一項中「**又は旅客航空運送取扱業(自己の名において航空機による旅客の運送の取次ぎを行う事業をいう。以下同じ。)**」を削り、同條第二項中「**又は旅客航空運送取扱業**」を削る。

第三百三十四條第一項中「次の各号にを」次に「に」、「航空運送代理店業又は旅客航空運送取扱業」を、又は航空運送代理店業に改め、同項第八号中「又は旅客航空運送取扱業」を削る。
(小型船造船業法の一部改正)

第六條 小型船造船業法(昭和四十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「その役員を」その代表者を」に改める。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項中「小型船造船業者は」を「第四條の登録を受けた者(以下「小型船造船業者」という。)は」に、「行なわせるを」行わせる」に改める。

第十一條第一項第三号を次のように改める。

三 鋼製の船舶の製造又は修繕に関して運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

第十一條第二項第四号を次のように改める。

四 木船の製造又は修繕に関して運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

第十四條第一項中「ときは」の下に、「運輸省令で定めるところにより」を加え、同條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第六條第一項中「前條第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項」と、第七條第一項中「運輸大臣は、登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は」とあるのは「運輸大臣は」と読み替えるものとする。

第十六條第二項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

第二十七條中「第九條」を削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二條及び附則第三條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第六條(小型船造船業法第十一條の改正規定に限る。)及び附則第四條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の鉄道抵当法(以下この条において「旧鉄道抵当法」という。)第二條ノ二第一項の規定により成立している鉄道財団は、第一條の規定による改正後の鉄道抵当法(以下この条において「新鉄道抵当法」という。)第二條ノ二第一項の規定による認可を受けて設定された鉄道財団とみなす。

2 第一條の規定の施行前に旧鉄道抵当法第五條の規定により受けた抵当権設定の認可であつて旧鉄道抵当法第二條ノ二第一項の規定による鉄道財団の成立に係るもの(第一條の規定の施行の際現に有効であるものに限る。)は、当該抵当権設定の認可を受けた日に新鉄道抵当法第二條ノ二第一項の規定により受けた鉄道財団設定の認可とみなす。

3 第一條の規定の施行の際現にされている旧鉄道抵当法第七條第一項の規定による抵当権設定の認可の申請であつて旧鉄道抵当法第二條ノ二第一項の規定による鉄道財団の成立に係るものは、新鉄道抵当法第七條の規定による鉄道財団設定の認可の申請とみなす。

4 第一條の規定の施行の際現にされている旧鉄道抵当法第二十八條ノ二の規定による鉄道財団成立の登録は、新鉄道抵当法第二十八條ノ二の規定による鉄道財団設定の登録とみなす。

5 第一條の規定の施行の際現に旧鉄道抵当法第五條の規定による認可を受けて設定されている抵当権に係る抵当証書又は信託証書及び旧鉄道

抵当法第七條第三項の規定による認可を受けた契約に係る契約証書については、第一條の規定の施行後に当該抵当証書又は信託証書の記載事項を変更する契約が締結された場合を除き、強制執行に関して、なお従前の例による。この場合において、執行文の付された債務名義の正本の付与についても、同様とする。

6 前各項並びに附則第五條及び第六條の規定は、軌道財団及び運河財団について準用する。(海上運送法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第二條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の海上運送法(以下この条において「旧海上運送法」という。)第二十三條の二第二項において準用する旧海上運送法第八條第一項の規定により認可を受けている運賃及び料金であつて、第二條の規定による改正後の海上運送法(以下この条において「新海上運送法」という。)第二十一條第二項に規定する遊覧旅客定期航路事業(以下この条において「遊覧旅客定期航路事業」という。)に係る運賃及び料金に該当するものは、新海上運送法第二十三條の三の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 第二條の規定の施行の際現にされている旧海上運送法第二十三條の二第二項において準用する旧海上運送法第八條第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であつて、遊覧旅客定期航路事業に係る運賃及び料金に係るものは、新海上運送法第二十三條の三の規定によりした届出とみなす。

3 第二條の規定の施行前に旧海上運送法第二十三條の二第二項において準用する旧海上運送法第八條第二項又は第三項の規定によりした届出であつて、遊覧旅客定期航路事業に係る運賃及び料金に係るものは、新海上運送法第二十三條の三の規定によりした届出とみなす。

(小型船造船業法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 第六條(小型船造船業法第十一條の改正規定に限る。)の規定の施行前に第六條の規定による改正前の小型船造船業法第十一條第一項第

三号又は同條第二項第四号の規定による認定を受けた者は、それぞれ第六條の規定による改正後の小型船造船業法第十一條第一項第三号又は同條第二項第四号に規定する要件を備える者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(政令への委任)

第六條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(タクシー業務適正化臨時措置法の一部改正)

第七條 タクシー業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四條の二第二項中「第八十九條の二第二項を」第九十條第二項に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第八條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第六十号中「及び旅客航空運送取扱業」を削る。

第四條第一項第三十五号中「につき、抵当権の設定を認可し、且つ、これを」に關し認可し、及び登録し、並びにこれらを目的とする抵当権に關し」に改める。

理由

行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び運輸行政の簡素合理化を図るため、鉄道抵当法等運輸省関係法律に規定する許可、認可等の整理及び合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「あわせて海洋の汚染」の下に「及び海上災害」を加え、「国民の生命、身体及び」を「人の生命及び身体並びに」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者は、油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があつた場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるとともに、これら

の事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

第七条の二第三項中「以下」を「第三章の二において」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条第一項中「廃油処理事業者」の下に「(第二十条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。)」を加える。

第三十五条中「第二十五条」を削る。

第三十八条第三項中「含む」の下に「以下「海洋施設等」という。を加え、「大量の特定油の排出」を「第一項第一号又は第二号に掲げる油の排出」以下この条において「大量の油の排出」という。に、「当該施設」を「当該海洋施設等」に、「特定油」を「油」に、「ひろがる」を「広がる」に改め、同条第六項中「特定油」を「油」に、「ひろがっている」を「広がっている」に、「海上保安庁の事務所」を「海上保安機関」に改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項中「第一項又は」を「第一項若しくは」に、「第三項の施設」を「第三項若しくは第四項の海洋施設等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、「海難」の下に「若しくは異常な現象を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「大量の特定油の排出」を「大量の油の排出」に、「前項の施設」を「第三項の海洋施設等」に、「前項の規定」を「第三項の規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 海洋施設等の損傷その他の海洋施設等に係る異常な現象が発生した場合において、当該海洋施設等から大量の油の排出のおそれがあるときは、当該海洋施設等の管理者は、運輸省令で定めるところにより、当該異常な現象が発生した日時及び場所、異常な現象の状況、油の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

ただし、油の排出が生じた場合に当該排出された油が第一項ただし書の運輸省令で定められる範囲を超えて広がらぬと予想されるとき、又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をしたときは、この限りでない。

第三十九条第一項中「ひろがり」を「広がり」に、「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改め、同条第二項及び第四項中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

第三十九条の二及び第三十九条の三(見出しを含む。中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

第四十条の次に次の一項を加える。

第四十条の二 次の各号に掲げる者は、運輸省令(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書)で定める技術上の基準に従い、当該各号の施設又は当該係留施設を利用する船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該施設内にある者その他の者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防

止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内(当該施設内に備え置き、又は掲示することが困難である場合にあっては、当該施設の管理者の事務所内)に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

一 船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する油で運輸省令で定める量以上の量のものを保管することができ、施設の設置者

二 運輸省令で定める船舶を係留することができるが、船以外の船舶を係留させる係留施設を除く)の管理者

2 海上保安庁長官は、前項各号に掲げる者が、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書の作成又は備置き若しくは掲示をしていないと認めるときは、その者に対し、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書を作成し、又は備置き、若しくは掲示すべきことを命ずることができる。

3 第一項各号の施設の管理者は、同項の油濁防止緊急措置手引書に定められた事項を、当該施設の従業者及び当該従業者である者以外の者で当該施設に係る業務を行う者のうち油の取扱ひに関する作業を行うものに周知させなければならない。

第四十一条第一項中「前条」を「第四十条」に、「海洋施設その他の施設(陸地にあるものを含む。)」を「海洋施設等」に改め、同条第四項中「施設」を「海洋施設等」に改める。

第四十二条中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

第四十二条の二第二項中「ひろがり」を「広がり」に、「第四項」を「第五項」に改め、「(昭和五十年法律第八十四号)」を削る。

第四十二条の三第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十二条の三第三中「訓練等の業務」の下に「並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務」を加え、「国民の生命、身体及び」を「人の生命及び身体並びに」に改める。

第四十二条の二十四第四号中「国民の生命、身体及び」を「人の生命及び身体並びに」に改める。

第四十二条の三十六第一項第一号中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改め、同項第二号中「委託により」の下に「排出された油の広がりが及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去(第四十三条の二及び第四十三條の三において「排出油の防除」という。))を加え、同項第三号中「船舶所有者」の下に「その他の者」を加え、同項第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 海上防災のための措置に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。

八 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。

第四十二条の三十六第二項中「前項第七号」を「前項第十号」に改める。

第四十二条の三十七中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

第四十二条の三十八第一項中「海洋施設その他の施設(陸地にあるものを含む。)」を「海洋施設等」に改める。

第四十二条の四十三に次の一項を加える。

3 センターは、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所において置かなければならない。

第四十三条の二第二項中「東京湾その他の」を「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

第四十三条の三の見出しを「排出油の防除に関する協議会」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者、油の取扱いを行う海洋施設等の設置者、前条第三項に規定する者その他の関係者は、同条第一項の運輸省令で定める海域のうち港湾及びその周辺海域その他の海域ごとに、共同して次の事項を行う協議会を組織することができる。第四十三条の三第二項を削り、同条第三項中「協議会は、当該海域を」前項の協議会は、当該協議会が組織された海域に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条第三項中「又は特定タンカーの船舶所有者を」、特定タンカーの船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者に、「又は油回収船を」、油回収船に改め、「配備の下に」又は同項の油濁防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示を加え、同条第五項中「海洋施設を」海洋施設等に改め、「油濁防止規程、」の下に、第七條の二第一項又は第四十条の二第一項のを加える。

第五十一条の三を第五十一条の四とし、第五十一条の二を第五十一条の三とし、第五十一条の次に次の一条を加える。
(国際協力の推進)

第五十一条の二 国は、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第五十七条第七号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

第五十八條第六号中「第二十五条」を削り、同条第十六号中、「第三十八條第六項に規定する事実」を削り、同号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 海上保安機関に対し、第三十八條第七項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者
第六十三條第二号中「第三項」を「第四項」に、「及び第十二号」を「第十号及び第十三号」に改め、同条第三号中「第四十八條第二項」の下に、「及び第三項」を加え、「並びに第十四号」を「第十四号」に、「の罪」を「並びに第十六号の罪」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二十五条、第二十六条第一項及び第三十五条の改正規定、第五十八條の改正規定(第六号に係る部分に限る。)並びに次條の規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(港則法の一部改正)

第三条 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
第二十五条中「第四項」を「第五項」に改める。
(海上交通安全法の一部改正)

第四条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。
第三十三條第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

理由

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の実施に伴い、油保管施設等に油濁防止緊急措置手引書の備置き等を義務付け、及び海洋施設等から大量の油の排出のおそれがある場合等における通報に関する規定を整

備するとともに、海上災害防止センターの業務に海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する等の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸委員會議録第三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇	四	末	八年度	八年度
三	一	一	エクザンプル	エクザンプル
三	二	末	されない。	されたい。

平成七年四月四日印刷

平成七年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A